

## 教制審議会特設部門における「拝詞」の審議から気付かされたこと

森川育子

### ～取り組みに至るまで～

教学研究所で御用しております、森川育子と申します。

私がこれからお話させていただくのは、今年刊行された紀要『金光教学』第60号に掲載された研究ノート「教制審議会特設部門における「拝詞」の審議の諸相」執筆に向かう中での「出会い」についてです。この研究ノートでは、昭和25年から昭和28年にかけて行われた、教制審議会特設部門の審議記録を対象に、その審議経過を具体的に示しています。

特設部門（昭和26年4月～昭和28年5月）は、昭和58年に儀式、拝詞、服制を改定した儀式服制等審議会（昭和29年4月～昭和57年9月。以下、儀服審と表記）の前身として知られてきました。そして、特設部門の審議から昭和58年の改定に至るまでの経緯は、審議が「具体化するに至らず、やむなく在来の儀礼が行われてきた」と説明されてきました。そのようなこれまでの見方に対して、この取り組みは、審議記録という、物事の決定に向けた審議を行う場での議論から、その審議に取り組んだ人々の経験を取り上げようとした試みであったと考えています。

まずは、以上のような内容に取り組むに至った、その関心の経緯をお話したいと思います。

私達、金光教の信奉者は、日々の信仰の営みとして、広前への参拝や、拝詞を唱えての御祈念、結界へ赴いて取次を願うなどしています。これらの営みは、日常的に行われる、当たり前な行為として慣れ親しんでいると思います。また、私たち信奉者は、そのような営みを通して、助かりやおかげといった、新たな世界との出会いや享受を願っているわけですが、助かりを求めて祈念祈禱している最中には、一心に神へと心が向けられており、例えば拝詞の唱え方や文言といったものを掘り下げて考える意識は残されていないのでしょうか。日常の信仰営為には、それほど懸命に祈念している最中に表れてくる、動作や言葉が含まれています。

私は、そのような動作や言葉は、長い間同じものが用いられていると、疑ったことはありませんでした。例えば、現在の、神前拝詞や神徳賛辞と言った拝詞、大祭や月例祭といった儀式、祭典の時に先生方が身につけられる装束などです。もし変わっているとしても、大分昔の話だと、漠然と考えていました。ところが、現在の儀式、拝詞、服制が改定されたのは、儀服審による昭和58年のことで、約30年ほど前という、イメージよりも最近であることにとっても驚きました。

私が今、これほど慣れ親しんでいるものが、実は最近になって出来たものであったことへの驚きと、その慣れ親しんでいるものが変化可能なものであるという驚きを感じるとともに、その変化の過程がどうにも想像が付きにくいという感覚を持ちました。そこで、現在の儀式、拝詞、服制等が、どのように定められていったのかを調べ始めたのが、この研究ノートの始まりでした。

現在の拝詞は、先程も述べたように、儀服審によって定められました。儀服審は、儀式、拝詞、服制等を審議するべく昭和29年に設置されるも、現在使用されている本部広前会

堂や齋場といった、本部広前造営との関わりから奉斎様式が優先的に審議（昭和47年「広前内部の構造様式」が上申）されました。このことによって、儀服審は、昭和50年に再発足し、昭和57年までの間、儀式、拝詞、服制等についての審議に取り組みました。そうして、儀式、拝詞、服制等が改定されたことを教主に報告する、昭和57年の上申書（昭和57年「儀式、拝詞、服制について」）が提出されました。同上申書によれば、儀服審は、教制審議会特設部門の審議内容を引き継いで発足したこと、つまり、その前身に位置付けられているという内容が述べられていました。さらに、昭和58年の改定に至るまでの経緯は、審議が「具体化するに至らず、やむなく在来の儀礼が行われてきた」と押さえられてきたようでした。

では、現在使われている儀式、拝詞、服制等を定めた審議会に至るまで、どのような議論がなされていたのだろうか。このような関心から、教制審議会特設部門の審議記録を見ていくことになりました。

### ～特設部門への関心が生まれる～

次に「教制審議会特設部門とは何か」という関心について述べます。教制審議会は、昭和24年に設置された教規改正に取り組む審議会でした。そして、昭和29年2月、新たな教規の「上申書」が提出され、同年4月から教規が施行。これが所謂昭和29年教規と呼ばれているものです。（主立った教規改正…昭和16年、昭和21年、昭和29年、昭和55年、平成10年）その教制審議会では、教団の要素を6つに分類した上で、それぞれ審議部門を設けて、審議を進めていました。そこに加えて、もう一つ、儀式、拝詞、服制の審議を担う部門として設けられていたのが、「特設部門」です。

第1部門(根本のもの)天地金乃神、教祖、教統、教義、教団

第2部門(取次ぐもの)生神金光大神、教主、教師、その相互関係

第3部門(取次がれるもの)氏子、信奉者(教師、信者)、未信奉者、その相互関係

第4部門(取次の場—教会)本部教会、一般教会、その相互関係

第5部門(取次の作用)布教(儀式、教義の宣布)、教務(教務諸機関)、教育、研究、社会事業

第6部門(財の扱い)財務

特設部門 儀式、拝詞、服制について

特設部門では、儀式、拝詞、服制を、定めるべき大切な問題として取り上げています。それは、儀式、拝詞、服制が、「信奉者の信心生活の実際に直接関係するもの」で、それぞれが互いに深い関係を持ち、「一番広く大切なこと」として述べられているところに、その意義がうかがえます。中でも、特設部門は「信奉者の信心生活」に直接関係する大切な問題の一つである「拝詞」を取り上げて議論をしていることがうかがえます。特に、当時唱えられていた大祓詞や天津祝詞に代わるものを決めようと話し合われていたようでした。これは、大祓詞や天津祝詞には、罪や汚れといった文言が入っていることが、問題となっていたことでした。

ところが、その審議記録を見ると、議論は確かに行われているものの、物事がテキパキと決まっていくような様子は見受けられず、むしろ議論が進まず、同じような内容が繰り返し話合われているようでした。議論が進まない理由には、金光教の教義観や神観が定まっていないからだという趣旨の内容が見られます。そのような理由が述べられつつも議論は継続され、結局結論が出ないまま特設部門が解散しています。そのため、審議記録

を読んだ当初は、特設部門の審議結果だけを見て、わざわざ審議をしたのに、何も変えることが出来ていないという印象を持っていました。しかし、どうにも議論が進まない現状がありつつも、出席者達は、戦後の、世間が復興を進めている時期に、さらには現在ほどの交通網が発達していない中でも、月に一度、大阪などの遠方から本部に集まり続けていました。事情があって、一年間の休会を挟んではいましたが、出席者たちの、特設部門への熱は、約2年の間冷めることはありませんでした。この様子を見てみると、彼らは何をしていたのか、出席者達をこれほどまでに懸命に議論させているものは一体何だろうか、という興味が湧くものの、審議記録を何度読んでも、分かりませんでした。そこで、当時の金光教ではどのような事が問題になっていたのかと、『木綿崎通信』という教内新聞や、教報を見てみることにしました。

### ～教制審議会設置から特設部門設置において表れてきたこと～

教内新聞や教報を見ていると、教団への多種多様な意見や要望が述べられた記事が掲載されていました。例えば、木綿崎山の上に大きな教旗が欲しい、本教の音楽や教典が欲しいといった内容から、新たな拝詞の制定や教師職級制に関する意見などです。そして、これらは日々の経験や出来事での気づきを通して、現状展開への期待を述べているということが分かってきました。つまり、とにかく「何か変わってくれること」への期待を読み取ることができるのです。

このように、現状展開を期待する教内の要望が表れていた一方、教団では教制審議を通して教団を新たにしていきたいという願いのもとでの動きが表れてきていました。それは、神道の一教派として独立し、そのように扱われてきたことにも関係があったと思われます。教団を新たにしていこうと取り組むとして、教祖の信念や行動に基づいた本教本来の立前を足場に諸制度の検討をすすめ、「本教本来のものより生まれた制度」を生み出すことが目指されました。このような願いから、審議検討が進められた結果、昭和24年11月、教制審議会が設置されることになりました。そして、その教制審議会では、「儀式、拝詞、服制等の審議立案には、事柄の特異性を考慮し、部門を特設して」審議を進める必要が話し合われ、昭和25年4月、「祭詞、祭式、服制等に関しどう審議するかについての下打合せ」(昭和25年4月)が開かれたのでした。

特設部門に関する審議記録として、この「下打合せ」と「準備協議会」(「儀式、拝詞、服制に関する特設部門設置のための準備協議会(第2回)」昭和26年3月)を含めて、全12回の記録(特設部門第1回部会～第10回部会)があります。これらの審議メンバーには、教制審議会委員長である教監が特設部門委員長として、また、専掌達が委員として出席しています。今でいう、教務総長や教務理事といった役職の人達で、佐藤一夫内局、片島幸吉内局、高橋正雄内局が担っていきました。加えて、有識者として三代白神新一郎師、佐藤一夫師、阪井永治師、和泉乙三師が出席していました。おそらく多くの人が一度は聞いたことがある、錚々たる顔触れの先生方が出席者として参加しておられます。彼らは、当時としても、教務の経験が篤く、教会実務に長け、教義的議論にも精通していた人達でした。そして、信仰面においては、道の長老とも言われる人達でありました。その一人である三代白神新一郎師(囑託)は、「教祖の神観がどうであるか、これが定まらず、儀式、拝詞の筆のおこしようにも

なく、そこに第4回目がぶつかったのです」と、特設部門第5回部会で発言しています。

この発言がされた特設部門第5回部会が開催されたのは、昭和27年7月でした。この前年、内局が変わり、新たに高橋正雄師が教監として就任しました。教監となった高橋正雄師は、特設部門の委員長に就任することになります。このとき、特設部門の「下打合せ」から数えて、既に2年が経っていました。

教制審議会が取り組まれるはじまりには、教団のありようを全面的に見直すべく、諸制度の面からも検討を加えようという願いがありました。その取り組みの一つとして、特設部門は、審議の進捗について、教制審議会と足並みを揃えることが意識されていました。その一方で、特設部門では、儀式、拝詞、服制の審議立案に向けて、問題となる点や、基づくべき内容、あるいは大切にしたいと感じる要素について話し合われていました。その結果、第5回部会時点では、拝詞の文言といった具体的な内容が取り決められる段階に至っていませんでした。

特設部門の委員長として、第5回部会に出席した高橋師は、そのような具体的な審議の運び具合が思わしくない特設部門に対して、「之以上、今までのようなゆき方では、果たして何れの日に来るかと思えます」と発言しています。委員長として、現状の方針態度で審議を進めていくことの限界性を指摘し、審議方針や内容の見直しを要請したのです。この委員長からの要請を受けて出てきたのが、先ほどの白神師の発言です。

先ほど申した通り、白神師は、教務の第一線で活躍し、一方で大阪教会の教会長という立場にありました。そして、神道にも精通し、道の長老として、信仰面においても尊敬される人物でありました。さらに、白神師は、準備以前の段階である「下打合せ」の会議から全ての会議に出席し、特設部門において祈念文の起案を依頼されていた人物でもありました。つまり、出席者の中でも、「拝詞」の文案を書いていくということに、特に取り組み、責任を負っている立場の人であったのです。

これらのことを踏まえると、白神師の「教祖の神観がどうであるか、これが定まらず、儀式、拝詞の筆のおこしようもなく」との発言には、重要な内容が込められていると思わされます。それは、説明もできず、簡潔に結論を出すことが出来がたい、そのような感覚を出席者達が共有し、大切にしていたということの表れなのではないでしょうか。

そうすると、白神師に「筆のおこしようもなく」と言わせた事態は何だったのか、という関心が湧いてきます。

### ～特設部門の審議を通して出会ったこと～

白神師が先の発言をしたとき、和泉師から「問題が重大だったので話が進まなかった」と発言されています。このことから、行き詰まりを表明した白神師の発言が、決して白神師個人の思いに留まるものではないと思わされます。つまり、行き詰まりの感覚は、特設部門の出席者達に共有されていたものだったことがうかがえるのです。

特設部門の審議では、「拝詞」を特に取り上げて審議を進め、「拝詞」の改定が焦点化されていくことになりました。その結果、具体的な取り組みとして、「拝詞の文言」を書いていく、ということがあります。拝詞の文言を書くためには、本教信仰が基づくところが必要であると、特設部門では考えられました。そして見いだされたのが、白神師の言っ

た「教祖の神観」といったものです。このとき、「教祖の神観」が必要とされたのは、拝詞の文言を考えるための方針となるものを求めたためでしょう。もう一つ、拝詞の文言を書くために、出席者達が考えることになったのが、どのような「拝詞」にするのか、ということです。

出席者達の問題への出会いを並べてみます。「拝詞」の文言を書かなければならない。では、どのような文言にしようか。文言を考えるためには、「拝詞」がどのような働きをしているのか確かめなければ。さらに、拝詞を唱えることについては、「おかげをいただいたお礼」（河合弘道）、「信念を固め、心を鎮めて行く」（三代白神新一郎）といった、有り難さや信念など、感覚に与える影響がみられるようだ。しかし、「拝詞」を唱えるときに得ている感覚は、どうすれば表現できるのだろうか。ざっくり言えばこの様な問題に出会っていたと思われまます。

特設部門で起きていた、「筆のおこしようもない」事態は、「拝詞」とは何か、という問いに出会ったことによって経験されたものでした。そこでは、「拝詞」は己にとって、一体どのように大切なものなのかという、自分自身への問いかけに向き合っていたのです。このとき出席者達には、大変な戸惑いが起きていたことが想像されます。拝詞の文言に向かって考えを進めていくと、改善点や大切な点が見えてくる。そこで、それらを表現しようとする、具体的な取り組みが中々進まず、行き詰まってしまう。そして、「拝詞」を確かめていたはずなのに、結果的に自分達の持っている「拝詞」という意識が確かめられる事態に出会ってしまっている。これは、この取り組みが一体なんであるのか、意識がかき乱されるような経験であったはずでず。

特設部門の出席者達は、この事態を打開しようと、例えば、全教に大祓詞の改廃についてのアンケート調査の実施や「拝詞」案の募集を行っています。その内容を検討し、「拝詞」作成に向けた取り組みの手だてが講じられたところで、特設部門の審議は終えられています。そして、教制審議会は、特設部門の審議内容が含まれぬまま、昭和29年2月、新たな教規の「上申案」を教主宛に提出し、同年4月から教規が施行されます。こうして特設部門は、教制審議会と共に解散となりました。

以降、特設部門で問題にされた大祓詞や天津祝詞は、再発足した儀服審により、昭和58年に改定されることとなります。

## ～おわりに～

この特設部門の議論を見ていくことを通して、私は、戸惑いを覚えました。議事録を読み、資料を調べ、知識を身につけて、議論の内容を理解していく。これが順当な理解の流れだと考えていました。ところが、特設部門の議論は、その流れでは理解が出来なかったのです。戸惑い、自分の勉強不足だとかむしゃらに励んでいたある日、ふと、自分が戸惑いを感じているように、特設部門の出席者達も戸惑っているのではないかと感じたのです。「拝詞」改定にあたり、出席者達が心の内に抱く「拝詞」を具体化しようとする、どうしても形にならないという問題にぶつかるとい戸惑いです。

彼らと私の戸惑いが重なったことから、あることに気付かされました。それは、信心によって今の自分を変えたいと思っているのに、変えたい自分が、自分はこういう人間だと

決めてしまっているかもしれないということです。これは、とても困ったことです。でも、中々自分では自覚が出来ない。だから、戸惑ってしまうし、苦しむような事態にもなってしまうということに気付かされるのです。そこには、具体的な形を持たず、結論を出すことも難しいような問題として、私自身の目の前にあらわれてくる様子が見えてきます。

結論を出し難い問題への対処は出来がたいからこそ、私達の意識へと問いかけてくる気付きとして、会うことが可能になるのではないか。そして、出席者達は、「拝詞」改定の議論を通して、そこに会ったからこそ、議論を止めず、懸命に話し合い続けていたのではないかと思います。そして、その戸惑い、模索する様子には、成果を出せたかどうかといった、出来たか／出来なかったかという評価では見えなくなるような、目に見える結果を求めてしまう我々にとって新しい世界が示されているように感じています。

ありがとうございました。